

行政訴訟検討会からの問い合わせ：

公正取引委員会が関係する義務付け訴訟の有無

回答：

義務付け訴訟を、「無名抗告訴訟（行政事件訴訟法第三条において規定された抗告訴訟以外）の一種で、行政庁に特定の行政処分を行うことを要求する訴訟」と定義すると、下記の訴訟が挙げられる。

### 記

1. 判決年月日 昭和32年9月19日
2. 判決 却下
3. 裁判所 東京地裁
4. 関係法条 独占禁止法第3条，第6条第1項，憲法99条
5. 原告 個人
6. 事件の概要

原告が、原子力委員会がその所管する原子力研究所に原子炉方法系列に関する研究をさせることその他の行為が独占禁止法第3条に違反するものであると被告（公正取引委員会）に申告したところ、被告は昭和31年11月13日右申告を不適法として処理し、同年12月7日、その旨を原告に通知した。原告は、右通知が無効であることの確認及び被告が原子力委員会の行為が独占禁止法並びに憲法第14条第1項に違反する旨の審決をする義務を負うことの確認をもとめて本訴訟を提起した。

### 7. その他

昭和32年10月1日控訴（東京高裁 昭和33年2月28日控訴棄却）

昭和33年3月18日上告（最高裁二小 昭和34年6月19日上告棄却，確定）